

添田町国土強靭化地域計画

令和5年3月策定

目 次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置付け	1
第1章 添田町の地域特性	1
I 町域の概況	2
1 地形条件	2
2 地質条件	2
3 気象	2
4 社会的条件	2
II 自然災害に関する特性	3
1 風水害	3
2 地震	4
第2章 地域強靭化の基本的な考え方	6
I 地域強靭化の意義	6
II 対象とする災害	6
III 基本目標	6
IV 地域強靭化を推進する上で基本的な方針	6
1 強靭化の取組姿勢	6
2 取組の効果的な組み合わせ	7
3 地域の特性に応じた施策の推進	7
第3章 添田町の強靭化の現状と課題(脆弱性評価)	9
I 脆弱性評価の考え方	9
II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	9
III 施策分野の設定	9
IV 脆弱性の分析・評価の手順	11
V 脆弱性評価結果	11
第4章 強靭化施策の推進方針	12
I 施策推進に当たっての目標値の設定	12
II リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針	12
III 施策分野ごとの強靭化施策の推進方針	18
第5章 計画推進の方策	25
I 計画の推進体制	25
II 計画の進捗管理と見直し	25
リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	別紙1

はじめに

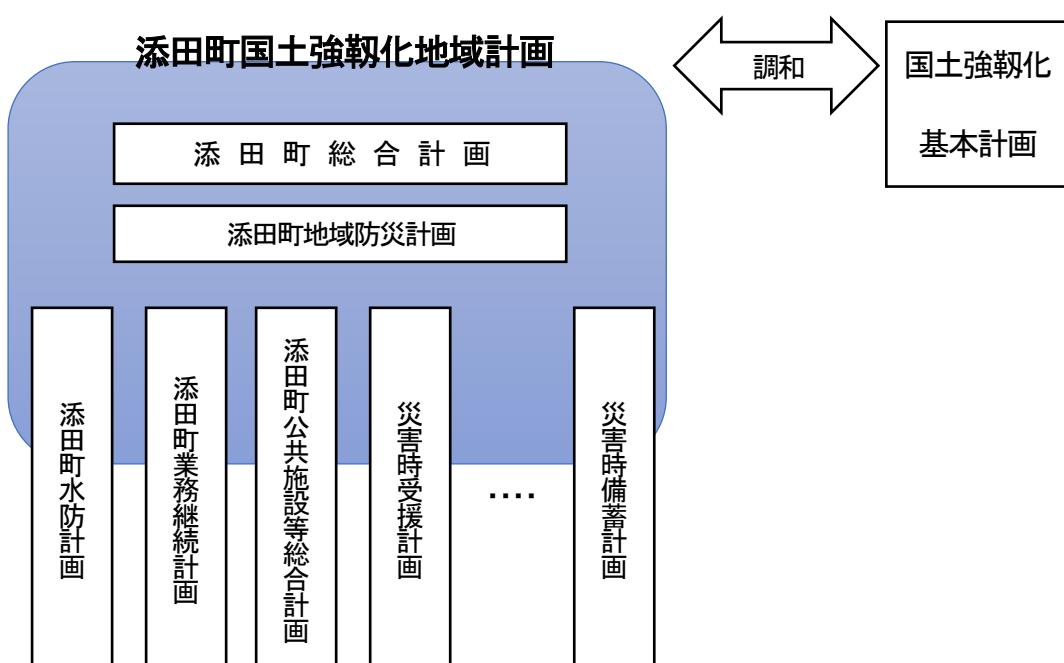
I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

このような中、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定された。(平成30年12月14日、基本計画の変更について閣議決定) 本町においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靭化」を推進するため、「添田町国土強靭化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に係る本町の他の計画等の指針となるものである。このため、本町行政を総合的かつ計画的に推進していくための「添田町第6次総合計画」を最上位としつつ、基本法の趣旨を踏まえ、添田町地域防災計画をはじめとする各種計画の強靭化に関する部分について、指針性を持つ計画として位置付けられるものである。



第1章 添田町の地域特性

I 町域の概況

1 地形条件

(1) 位置

本町は福岡県の東南部に位置し、北緯33度26分、東経130度49分の間で総面積132.10km²である。

(2) 地勢

本町は山地が約70%を占め、東西13km、南北16kmで南端にそびえる北九州の最高峰英彦山(1199.6m)山系をもって大分県と境にし、これより南北に走る山脈によって京都郡と接し、南西にのびる釧路ヶ岳、大日ヶ岳、戸谷ヶ岳の連山によって朝倉郡及び嘉麻市と接している。これらの山地は北方に向かって徐々にひらけ、その間に三つの川が流れ、町の中央部を彦山川が、西側の中元寺地区を中元寺川が、また東側の津野地区を今川が貫流し、また中元寺川・今川にはダムが建設され、洪水期の水量調整はもとより農工業用水や飲料水としても利用されており、これら三つの水系はいずれも清流で町の豊富な水資源となっている。

なお、この河川に沿う一帯は、古くから農耕地として開けている。

2 地質条件

町内の地質は大別すると、南部から北部にかけてほぼ帶状に安山岩と安山岩質角礫岩・花崗閃綠岩・田川変成岩・黒雲母花崗岩となっており、英彦山一帯の主要部は豊肥活動によって噴出堆積した筑紫溶岩層(安山岩質)と耶馬溪溶岩層(安山岩質角礫岩)となっている。桝田・灰田から北方の庄・真木及び添田西・岩瀬・伊原の一部が古第三紀層でいわゆる石炭を埋蔵している地域でボタ山跡地が存在し、中元寺と灰田附近には火山灰層があり、特に中元寺トンネル附近には厚く堆積している。

また断層線として町北部の岩石山西側山麓から上落合・吉木方面にかけて直線状に小倉一日田構造線が走っている。下落合屋形原から、この構造線より分岐する駒蹄断層が、下中元寺の大瀬子付近にも5か所の断層谷があり、英彦山一帯にも小規模な断層が発見されている。地形上での造陸運動の一つの証拠となる河岸段丘は小規模で彦山川上流の上落合二又より緑川・吉木附近にかけてと、今川上流の上津野附近に非対称の段丘面が少し見られる程度である。

3 気象

本町は筑豊盆地に属し、昼と夜、夏と冬の気温差が大きく、英彦山地区では年間平均気温が12°C以下、他の農村地域では12°Cから14°C以下、平坦部では14°Cから16°C以下の気温であり、雨量については県下で最も多く、年間2,200mm~2,600mm程度の降雨量があり、平成17年9月6日には、津野油木雨量観測所で観測史上最大となる日降水量395mmを記録している。

4 社会的条件

(1) 人口の状況

添田町の令和4年1月時点の人口は約8千8百人で、うち男性約4千2百人、女性約4千6百人である。高齢者も多く、特に一人暮らしの高齢者に関しては、町や行政区等が協力して援助を行っていく必要がある。

(2) 土地利用の状況

本町は、急速な過疎化の進展により町内の各所で空き地・空き家・空き店舗がみられ、山間部においては農地及び林地の荒廃が進むなど多くの課題を抱えています。

本町の今後のまちづくりを進めていく上では、豊かな自然環境との調和を図るとともに、更なる人口減少に備えて、小さな拠点や基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の考え方に基づきながら地域の特性や課題を踏まえた土地利用を推進していく必要があります

II 自然災害に関する特性

1 風水害

福岡県の気候は筑紫山地を境に南北で異なるため、気象災害にも複雑な地域性がみられる。

(1) 台風による風水害及び高潮、高波害

台風の年間発生数の平年値(※1)は約25.6個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸は年平均3.2個である(※2)。台風が接近・上陸すると、風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがある。

1945年(昭和20年)9月、鹿児島県枕崎市付近に上陸後、九州を北上した枕崎台風は福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に達した。1991年(平成3年)9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第17号／第19号では、死者・行方不明者14名、負傷者765名、家屋の全半壊4,448棟、その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。

1999年(平成11年)9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風第18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

※1 1981年(昭和56年)から2010年(平成22年)まで30年間の平均

※2 台風の中心が九州北部地方(山口県を含む)のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの

ア 台風による強風害

台風が接近すると、強風により建造物の倒壊や倒木、鉄道・航空機等の交通機関の運休など著しい影響を受ける。

イ 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風の周辺は活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。

ウ 台風による高潮害、高波害

一般に台風や低気圧の中心では気圧が周辺より低いため、気圧の高い周辺の空気は海水を押し下げ、中心付近の空気が海水を押し上げるように作用する結果、海面が上昇する(吸い上げ効果)。また、台風や低気圧に伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する(吹き寄せ効果)。遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなる。また、台風による高潮で潮位が高くなっているときに高波があると、普段は波が来ないようなところで波が押し寄せ、被害が拡大することがある。

(2) 大雨による災害

一般に、降り始めからの降水量が100mmを超えた場合や1時間に30mmを超える激しい雨が降った場合は、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害等の災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。

降り始めからの降雨量が200mmを超えた場合や1時間に50mmを超える非常に激しい雨が降った場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。

近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起らなかった程度の雨でも浸水する状況が増えている。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286名の死者・行方不明者を出した1953年(昭和28年)6月の梅雨前線による大雨災害(西日本大水害)である。

近年では、1990年(平成2年)6月28日の梅雨前線による大雨で筑後地方を中心に死者4名、床上床下浸水8,496戸の被害が発生した。

1999年(平成11年)6月29日の梅雨前線による大雨で福岡地方を中心に死者2名、床上床下浸水6,163戸の被害が発生した。都市部の地下空間への浸水による犠牲という、従来見られなかった災害が発生した。

2003年(平成15年)7月18日から21日の梅雨末期に九州地方を中心に発生した大雨では、福岡地方を中心に死者1名、床上床下浸水6,961戸の被害が発生した。

2009年(平成21年)7月19日から26日の梅雨前線により中国地方及び九州北部地方で発生した大雨では、24日から26日にかけ、九州北部地方を中心に豪雨となり、県内だけでも死者10名、床上床下浸水5,222戸の被害が発生した。

2012年(平成24年)7月3日から14日の梅雨前線により九州北部地方で発生した大雨では、県内だけでも死

者5名、床上床下浸水5, 763戸の被害が発生した。

2017年(平成29年)7月5日から6日にかけて梅雨前線により九州北部地方で局地的に猛烈な雨が降り、県内だけでも死者37名、床上床下浸水616戸の被害が発生した。この大雨では、線状降水帯が形成され、数キロ単位の範囲で記録的な大雨となり、屋内避難の被害者が多く、家屋被害も全壊半壊が、1, 106戸と、浸水被害より多いという特徴がみられた。

2018年(平成30年)6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨が降り、県内だけでも死者4名、床上床下浸水3, 246戸の被害が発生した。この大雨では、1府10県で特別警報が発表され、広い範囲で長時間の記録的な大雨となった。

2020年(令和2年)7月3日から8日にかけ、九州地方を中心に記録的な大雨が降り、県内だけでも死者2名、床上床下浸水2, 023戸の被害が発生した。この大雨では7県で特別警報が発表され、広い範囲で記録的な大雨となった。

このように、福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものが多い。

2 地震

(1) 地震災害の履歴

地震による被害

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年(平成17年)3月20日、福岡県北西沖(福岡市の北西約30km・当時の震央地名は福岡県西方沖)を震源とする最大震度6弱の地震(深さ9km、マグニチュード 7. 0)が発生した。

また、「平成28年(2016年)熊本地震」の一連の活動の中で、平成28年(2016年)4月16日1時25分に熊本県熊本地方で発生した地震(深さ12km、マグニチュード 7. 3)により最大震度5強を観測した。

■ 直近の福岡県関係の地震【2016年(平成28年) 熊本地震】

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
2016/4/16 1:25	熊本	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊 1 棟、一部損壊 230 棟

■ 過去の福岡県関係の主な地震 (日本被害地震総覧より)

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
679/12/- 夜	筑紫		6.5– 7.5	家屋倒壊、 幅2丈(6m)、長さ 3000 余丈(10km)の地割れ
1872/3/14 17 時頃	浜田沖		7.1	久留米地区で液状化による被害
1941/11/19 1:46	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊 11 棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1m で船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分
1968/8/6 1:17	愛媛県 西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油 170kl が海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島
1996/10/19 23:44	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高 10 cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡
1997/6/25 18:50	山口県・ 島根県境	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊 176 棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時 90 戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡
2005/3/20 10:53	福岡県 北西沖	9	7.0	福岡市を中心に戦災。 人的被害: 死者1名、重傷者 197 名、軽傷者 989 名 住家被害: 全壊 143 棟、半壊 352 棟、 一部損壊 9,185 棟 福岡県 最大震度6弱

第2章 地域強靭化の基本的な考え方

I 地域強靭化の意義

近年、添田町が被った大規模な災害としては、筑後川の支川である山地部の中小河川において、大量の土砂や流木による堤防の決壊や河道閉塞などの被害が発生した平成29年7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ平成30年7月豪雨、筑後地域を中心に甚大な浸水被害が発生した令和2年7月豪雨が記憶に新しい。

添田町には山地や急傾斜地が多く、三つの水系からなる河川など多様な地勢を有しており、山地の土砂災害や河川と複合した土石流発生など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に本町の地域強靭化を推進しなければならない。

また、国全体の強靭化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靭化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、本町の地域強靭化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靭化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本町における地方創生にも寄与することとなる。

II 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

III 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する(10ページ参照)。

IV 地域強靭化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」(8ページ参照)に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靭化を推進する。

1 強靭化の取組姿勢

○ PDCAサイクルの実施

地域強靭化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起るとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靭化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靭化への貢献

他地域での大規模災害時に本町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

2 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靭化を効果的に推進するためには、行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(国、県、市町村等)と民(住民、コミュニティ、事業者等)が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○ 地域強靭化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靭化(防災)を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靭化を社会全体の取組として推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靭化を推進するまでの基本的な方針」

(1) 国土強靭化の取組姿勢

- ・我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会资本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において 強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 添田町の強靭化の現状と課題(脆弱性評価)

I 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靭化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。

II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、本町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

III 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

(個別施策分野)

①住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、⑥農林水産、⑦県土保全、⑧環境、⑨土地利用(県土利用)、⑩行政／警察・消防／防災教育等

(横断的分野)

⑪リスクコミュニケーション、⑫人材育成、⑬官民連携、⑭老朽化対策・研究開発

II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
①人命の保護が最大限図られる ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における疫病・感染症の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-3	防災インフラの長期にわたる機能不全
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	食料等の安定供給の停滞
	7 制御不能な複合災害・二次災害を发生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の被害による県土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

IV 脆弱性の分析・評価の手順

リスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靭化施策を整理する際に施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結びつけるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 町の各部局等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靭化施策の評価を実施。
- (2) 施策の進捗度等を表す指標(現状値)を可能な限り設定。
- (3) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

V 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ別紙1、別紙2のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靭化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靭化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靭化に向けた継続的な取組が必要

地域強靭化の取組に終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第4章 強靭化施策の推進方針

I 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標(KPI)として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、町以外の県や国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靭化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靭化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとする。

②リスクシナリオ別推進方針

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

学校施設の適正管理(学校教育課)

○添田町小中学校更新基本計画をもとに小学校の統合、中学校の建替えを推進する。また、添田町学校施設長寿命化計画により学校関連施設の今後の方向性を踏まえ、必要に応じて保全整備を行い施設の長寿命化を図る。

住環境等の整備(住環境整備課)

○添田町町営住宅長寿命化計画を計画的に推進する。社会資本整備総合交付金を活用し、町営住宅の長寿命化や建替えを推進していく。

道路新設改良及び通学路の安全対策(道路整備課、学校教育課)

○道路新設又は改良し、安全性、利便性の向上及び交通安全の確保を図る。特に通学路については、通学路安全プログラムに基づき、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、通学路に歩道、防護柵、カラー舗装など、必要に応じて設置を推進していく。

ブロック塀倒壊対策(防災情報管財課)

○社会資本整備総合交付金を活用し、住民に対し、危険なブロック塀撤去を推進する。

指定避難場所となる都市公園の整備、老朽化対策(まちづくり課)

○指定避難場所となっている町都市公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(道路整備課)

・河川改修

○大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を推進する。

○近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。

「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進(道路整備課)

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、「遠賀川流域治水協議会」並びに「京築・行橋・田川圏域 流域治水プロジェクト」に参加し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

洪水及び内水に対するハザードマップの作成(防災情報管財課、道路整備課)

○令和4年5月に福岡県より彦山川等の河川を対象に洪水浸水想定区域図が策定され、今後はこの洪水浸水想定区域図をハザードマップに反映し、全戸に配布し、危険エリアの共有を進めていく。

1-3) 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施(道路整備課)

○町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として急傾斜地崩壊防止施設の整備を集中的に実施する。

治山施設の整備(道路整備課)

○山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携して保安林及び治山施設の整備を推進する。

山地災害危険地区の指定・公表(道路整備課)

○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、ホームページ等を通じて町民に情報提供を行う。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(防災情報管財課、道路整備課)

○現在の状況に即した状況面を追加し、見にくい部分は見やすいうように解消する。また、新たに作成したハザードマップは改めて全戸配布を推進していく。

○土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う必要がある。

1-4) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

防災行政無線システムの活用(防災情報管財課)

○防災行政無線システムの運用を行っていく。また、放送内容やSNSとの連携についても検討を行い内容の充実を図っていく。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

公助による備蓄・調達の推進(防災情報管財課)

○地域の公民館への事前配備を行う等、食料の備蓄個所を増やし、管理していく。保存期間が迫る食料については、自主防災組織での防災教育等で活用を検討していく。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化(防災情報管財課)

○処遇改善については団員個人への報酬振り込みと合わせ推進する。また、広報誌での消防団PRや、消防学校を有効利用した訓練の実施を検討していく。

自主防災組織の充実強化(防災情報管財課)

○地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等への参加を促し、それぞれの区の実情に沿った自主防災組織の設置を推進する。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

疫病・感染症の予防及びまん延防止(保健福祉環境課)

○各種感染症対策については国の指針に基づき推進していく。また、避難所開設時などは避難者に対し、感染症に対する情報提供などを行っていく。

○平時において、消毒・害虫駆除業者等と協議を重ねていく。また、町においても次亜塩素酸やアルコール消毒液の備蓄を行い迅速な対応ができるようにしておく。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

田川警察署との連携強化(防災情報管財課)

○平時より田川警察署及び添田警部交番との連携を深め、情報共有し連絡体制を確立しておく。特に避難所開設時は細かい連絡を取り合い防犯につとめる。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備(防災情報管財課)

○防災拠点となる施設整備及び既存施設の機能強化を図っていく。

業務継続体制の確保(防災情報管財課)

○BCPの定期的な見直しを行い、必要に応じて府内での訓練を実施していく。

罹災証明の迅速な発行(防災情報管財課、住民課)

○国・県からの情報を入手し罹災証明様式を変更していく。担当職員向けの研修の受講をすすめる。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

情報伝達手段の整備・運用(防災情報管財課)

○LINE や SNS、ホームページがうまく連携できるようにシステムの点検・改修を行っていく。また、新しいツールが出てきたときに、必要性の検討を行う。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化推進(水道課)

○水道の改良工事において耐震性のある管種を採用していく、また、継ぎ手についても、設計時に極力減らすように努め、漏水リスクを減らしていく。

導水施設の耐震化(水道課)

○大規模な地震に対する耐震性能を確保し、水道用水の安定供給を図るため、導水施設地震対策事業の促進を図る。

5-2) 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(道路整備課)

○道路の安全性を向上させるため、町管理道路について、法面の災害防除工事を推進している。引き続き、対策を実施する。

道路橋梁の長寿命化(道路整備課)

○今後急速に劣化していく恐れがあるため、定期的な点検、修繕を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業を活用ししていく。

啓開体制の強化(道路整備課)

○災害発生時における町が管理する道路の通行止め等の情報をホームページで共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境を整える。

道路の雪寒対策の推進(道路整備課)

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、除雪作業や融雪作業を行い、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

生活道路の整備(道路整備課)

○災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

路面の凍結防止対策(道路整備課)

○町内の山間部の道路は凍結しやすいため、塩化カルシウムを設置する。特に橋梁に関しては注意を払う。

5-3) 防災インフラの長期にわたる機能不全

橋梁の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

道路施設の老朽化対策支援(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

- 道路施設の老朽化対策として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」(平成26年6月設置)に参加し、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加、技術的な助言、指導等を受けている。

河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

- 改修が必要である河川施設について、令和2年度に策定した、「添田町河川施設個別施設計画」に基づき施設の点検及び施設の改修を行う。

砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

- 町が管理する急傾斜地崩壊防止施設について、令和2年度に策定した、「添田町急傾斜地崩壊防止施設個別施設計画」に基づき、維持管理を行う。

治山施設の老朽化対策(道路整備課)

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県が実施した点検結果に基づき、連携して計画的な維持管理を行う。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) 食料等の安定供給の停滞

農道・林道の整備、保全(道路整備課)

- 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。
- 橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、平成30年度に策定した施設毎の長寿命化計画を新たな点検結果により更新すると共に、点検データを活かして効率的な維持管理・更新を行う。

周辺企業等との協定による食料・物資の安定供給(防災情報管財課)

- 必要な物資の検討を行い、平常時の物資備蓄に務めていく。周辺企業とも連携し、協定の締結に向け協議を行う。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災 対策(地域産業推進課)

- 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を踏まえ、防災工事を計画的に推進する。
- ため池ハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により周知し、住民の防災意識の向上を図るとともに、住民からの問い合わせに対し、正確な回答ができるよう職員を育成していく。

7-2) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

地域における農地・農業水利施設等の保全(地域産業推進課)

- 地域の農地・農業水利施設が有する多面的機能の発揮、集落機能の維持を図るため、農業者や地域住民等による地域資源の保全管理活動等を支援する。

荒廃農地対策(地域産業推進課)

- 農地の利用状況調査により遊休農地の発生状況を把握するとともに、荒廃農地の再生・利用を促進する。

森林の整備・保全(地域産業推進課)

- 森林の荒廃を未然に防止し、土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃の恐れのある森林において強度間伐等の森林整備を実施する。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(保健福祉環境課)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、実効性を向上させるため職員等の人材育成を図る。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

防災担当職員等の育成(防災情報管財課)

- 大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、実践的な能力を高め、技術・知識の向上のための講習会や研修会への参加を促し、防災担当職員等の育成を推進していく。
- 県と日本防災士機構が連携して推進している、防災士の資格を持つ町民を増やし、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(防災情報管財課、道路整備課)

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結している。今後は、定期的に内容の確認や、訓練実施につなげていく。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

伝統的活動団体支援による地域コミュニティ機能の維持・活性化(まちづくり課)

- 獅子舞・神楽など伝統的活動を担っていただいている団体に対し、町イベントへの参加を促すなど、発表する機会を創出することにより、担い手育成を図ることにより、伝統的活動の維持を図り、地域コミュニティの育成に繋げる。
- 地域コミュニティの育成への波及も期待し、地域の伝統活動を担う組織に対する現存の『歴史的風致活用団体補助金』の更なる活用に向け周知を図ることにより、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める。

文化財の防災対策の推進(まちづくり課)

- 文化庁、県と連携し、文化財パトロールの実施等により、文化財の保存状況の把握に努める。
- 文化財所有者等が実施する保存修理工事の際に、耐震対策や防災対策の施工を併せて実施するよう所有者と協議する。
- また、文化財所有者による指定文化財の耐震対策や保存修理工事の際に、「添田町文化財保護条例」に基づく補助金の交付により、所有者の負担軽減を図り、指定文化財の強化を図る。

地域コミュニティの活性化(防災情報管財課)

- 地域コミュニティでそれぞれの地域の特性に応じた防災訓練を行うよう啓発していく。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備(住環境整備課)

- 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び周辺自治体や関係団体との情報共有及び連携を図る。

地籍調査の促進(道路整備課)

- 近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定させる地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、地籍調査を実施していく。

II 施策分野ごとの強靭化施策の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、施策分野ごとに推進方針及び目標値を整理した。

①施策分野別推進方針

1 住宅・都市

住環境等の整備(住環境整備課)

○添田町町営住宅長寿命化計画を計画的に推進する。社会資本整備総合交付金を活用し、町営住宅の長寿命化や建替えを推進していく。

道路新設改良及び通学路の安全対策(道路整備課、学校教育課)

○道路新設又は改良し、安全性、利便性の向上及び交通安全の確保を図る。特に通学路については、通学路安全プログラムに基づき、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、通学路に歩道、防護柵、カラー舗装など、必要に応じて設置を推進していく。

ブロック塀倒壊対策(防災情報管財課)

○社会資本整備総合交付金を活用し、住民に対し、危険なブロック塀撤去を推進する。

指定避難場所となる都市公園の整備、老朽化対策(まちづくり課)

○指定避難場所となっている町都市公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

水道施設の耐震化推進(水道課)

○水道の改良工事において耐震性のある管種を採用していく、また、継ぎ手についても、設計時に極力減らすように努め、漏水リスクを減らしていく。

導水施設の耐震化(水道課)

○大規模な地震に対する耐震性能を確保し、水道用水の安定供給を図るため、導水施設地震対策事業の促進を図る。

道路橋梁の長寿命化(道路整備課)

○今後急速に劣化していく恐れがあるため、定期的な点検、修繕を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業を活用ししていく。

公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備(住環境整備課)

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び周辺自治体や関係団体との情報共有及び連携を図る。

2 保健医療・福祉

公助による備蓄・調達の推進(防災情報管財課)

○地域の公民館への事前配備を行う等、食料の備蓄個所を増やし、管理していく。保存期間が迫る食料については、自主防災組織での防災教育等で活用を検討していく。

疫病・感染症の予防及びまん延防止(保健福祉環境課)

○各種感染症対策については国の指針に基づき推進していく。また、避難所開設時などは避難者に対し、感染症に対する情報提供などを行っていく。

○平時において、消毒・害虫駆除業者等と協議を重ねていく。また、町においても次亜塩素酸やアルコール消毒液の備蓄を行い迅速な対応ができるようにしておく。

3 エネルギー

水道施設の耐震化推進(水道課)

○水道の改良工事において耐震性のある管種を採用していく、また、継ぎ手についても、設計時に極力減らすように努め、漏水リスクを減らしていく。

導水施設の耐震化(水道課)

○大規模な地震に対する耐震性能を確保し、水道用水の安定供給を図るため、導水施設地震対策事業の促進を図る。

4 産業

水道施設の耐震化推進(水道課)

○水道の改良工事において耐震性のある管種を採用していく、また、継ぎ手についても、設計時に極力減らすように努め、漏水リスクを減らしていく。

導水施設の耐震化(水道課)

○大規模な地震に対する耐震性能を確保し、水道用水の安定供給を図るため、導水施設地震対策事業の促進を図る。

5 交通・物流

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(道路整備課)

○道路の安全性を向上させるため、町管理道路について、法面の災害防除工事を推進している。引き続き、対策を実施する。

道路橋梁の長寿命化(道路整備課)

○今後急速に劣化していく恐れがあるため、定期的な点検、修繕を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業を活用し行っていく。

啓開体制の強化(道路整備課)

○災害発生時における町が管理する道路の通行止め等の情報をホームページで共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境を整える。

道路の雪寒対策の推進(道路整備課)

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、除雪作業や融雪作業を行い、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

生活道路の整備(道路整備課)

○災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

路面の凍結防止対策(道路整備課)

○町内の山間部の道路は凍結しやすいため、塩化カルシウムを設置する。特に橋梁に関しては注意を払う。

橋梁の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

道路施設の老朽化対策支援(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○道路施設の老朽化対策として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」(平成26年6月設置)に参加し、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加、技術的な助言、指導等を受けている。

周辺企業等との協定による食料・物資の安定供給(防災情報管財課)

○必要な物資の検討を行い、平常時の物資備蓄に務めていく。周辺企業とも連携し、協定の締結に向け協議を行う。

6 農林水産

治山施設の整備(道路整備課)

○山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、県と連携して保安林及び治山施設の整備を推進する。

山地災害危険地区の指定・公表(道路整備課)

- 山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれのある箇所として指定した「山地災害危険地区」について、ホームページ等を通じて町民に情報提供を行う。

治山施設の老朽化対策(道路整備課)

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県が実施した点検結果に基づき、連携して計画的な維持管理を行う。

農道・林道の整備、保全(道路整備課)

- 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。

- 橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、平成30年度に策定した施設毎の長寿命化計画を新たな点検結果により更新すると共に、点検データを活かして効率的な維持管理・更新を行う。

周辺企業等との協定による食料・物資の安定供給(防災情報管財課)

- 必要な物資の検討を行い、平常時の物資備蓄に務めていく。周辺企業とも連携し、協定の締結に向け協議を行う。

ため池の防災・減災 対策(地域産業推進課)

- 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を踏まえ、防災工事を計画的に推進する。

- ため池ハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により周知し、住民の防災意識の向上を図るとともに、住民からの問い合わせに対し、正確な回答ができるよう職員を育成していく。

地域における農地・農業水利施設等の保全(地域産業推進課)

- 農地や農業水利施設等の資源が適切に保全管理されるためには、農業者や地域住民等による継続した保全管理の取組を推進する必要がある。

荒廃農地対策(地域産業推進課)

- 土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消を推進するため、農地の利用状況調査により遊休農地の発生状況を把握するとともに、荒廃農地の再生利用に取り組む必要がある。

森林の整備・保全(地域産業推進課)

- 森林の荒廃を未然に防止し、土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃の恐れのある森林において強度間伐等の森林整備を実施する必要がある。

災害廃棄物処理体制の整備(保健福祉環境課)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、実効性を向上させるため職員等の人材育成を図る。

7 県土保全

気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(道路整備課)

・河川改修

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を推進する。

- 近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。

「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進(道路整備課)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、「遠賀川流域治水協議会」並びに「京築・行橋・田川圏域 流域治水プロジェクト」に参加し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施(道路整備課)

- 町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として急傾斜地崩壊防止施設の整備を集中的に実施する。

河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

- 改修が必要である河川施設について、令和2年度に策定した、「添田町河川施設個別施設計画」に基づき施設の点検及び施設の改修を行う。

砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

- 町が管理する急傾斜地崩壊防止施設について、令和2年度に策定した、「添田町急傾斜地崩壊防止施設個別施設計画」に基づき、維持管理を行う。

災害廃棄物処理体制の整備(保健福祉環境課)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、実効性を向上させるため職員等の人材育成を図る。

8 環境

疫病・感染症の予防及びまん延防止(保健福祉環境課)

- 各種感染症対策については国の指針に基づき推進していく。また、避難所開設時などは避難者に対し、感染症に対する情報提供などを行っていく。

- 平時において、消毒・害虫駆除業者等と協議を重ねていく。また、町においても次亜塩素酸やアルコール消毒液の備蓄を行い迅速な対応ができるようにしておく。

災害廃棄物処理体制の整備(保健福祉環境課)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、実効性を向上させるため職員等の人材育成を図る。

9 土地利用(県土利用)

防災拠点となる公共施設の整備(防災情報管財課)

- 防災拠点となる施設整備及び既存施設の機能強化を図っていく。

災害廃棄物処理体制の整備(保健福祉環境課)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、実効性を向上させるため職員等の人材育成を図る。

10 行政機能／警察・消防／防災教育等

公助による備蓄・調達の推進(防災情報管財課)

- 地域の公民館への事前配備を行う等、食料の備蓄個所を増やし、管理していく。保存期間が迫る食料については、自主防災組織での防災教育等で活用を検討していく。

田川警察署との連携強化(防災情報管財課)

- 平時より田川警察署及び添田警部交番との連携を深め、情報共有し連絡体制を確立しておく。特に避難所開設時は細かい連絡を取り合い防犯につとめる。

防災拠点となる公共施設の整備(防災情報管財課)

- 防災拠点となる施設整備及び既存施設の機能強化を図っていく。

罹災証明の迅速な発行(防災情報管財課、住民課)

- 国・県からの情報を入手し罹災証明様式を変更していく。担当職員向けの研修の受講をすすめる。

防災担当職員等の育成(防災情報管財課)

- 大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、実践的な能力を高め、技術・知識の向上のための講習会や研修会への参加を促し、防災担当職員等の育成を推進していく。

- 県と日本防災士機構が連携して推進している、防災士の資格を持つ町民を増やし、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(防災情報管財課、道路整備課)

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るために、建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結している。今後は、定期的に内容の確認や、訓練実施につなげていく。

II リスクコミュニケーション

「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進(道路整備課)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、「遠賀川流域治水協議会」並びに「京築・行橋・田川圏域 流域治水プロジェクト」に参加し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

洪水及び内水に対するハザードマップの作成(防災情報管財課、道路整備課)

- 令和4年5月に福岡県より彦山川等の河川を対象に洪水浸水想定区域図が策定され、今後はこの洪水浸水想定区域図をハザードマップに反映し、全戸に配布し、危険エリアの共有を進めていく。

山地災害危険地区の指定・公表(道路整備課)

- 山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれのある箇所として指定した「山地災害危険地区」について、ホームページ等を通じて市民に情報提供を行う。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(防災情報管財課、道路整備課)

- 現在の状況に即した状況面を追加し、見にくい部分は見やすいように解消する。また、新たに作成したハザードマップは改めて全戸配布を推進していく。

- 土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、HPや広報等によりかけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。

自主防災組織の充実強化(防災情報管財課)

- 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等への参加を促し、それぞれの区の実情に沿った自主防災組織の設置を推進する。

田川警察署との連携強化(防災情報管財課)

- 平時より田川警察署及び添田警部交番との連携を深め、情報共有し連絡体制を確立しておく。特に避難所開設時は細かい連絡を取り合い防犯につとめる。

業務継続体制の確保(防災情報管財課)

- BCPの定期的な見直しを行い、必要に応じて庁内での訓練を実施していく。

ため池の防災・減災 対策(地域産業推進課)

- 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を踏まえ、防災工事を計画的に推進する。

- ため池ハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により周知し、住民の防災意識の向上を図るとともに、住民からの問い合わせに対し、正確な回答ができるよう職員を育成していく。

文化財の防災対策の推進(まちづくり課)

- 文化庁、県と連携し、文化財パトロールの実施等により、文化財の保存状況の把握に努める。

- 文化財所有者等が実施する保存修理工事の際に、耐震対策や防災対策の施工を併せて実施するよう所有者と協議する。

- また、文化財所有者による指定文化財の耐震対策や保存修理工事の際に、「添田町文化財保護条例」に基づく補助金の交付により、所有者の負担軽減を図り、指定文化財の強化を図る。

地域コミュニティの活性化(防災情報管財課)

- 地域コミュニティでそれぞれの地域の特性に応じた防災訓練を行うよう啓発していく。

公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備(住環境整備課)

- 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県及び周辺自治体や関係団体との情報共有及び連携を図る。

12 人材育成

防災行政無線システムの活用(防災情報管財課)

- 防災行政無線システムの運用を行っていく。また、放送内容やSNSとの連携についても検討を行い、内容の充実を図っていく。

自主防災組織の充実強化(防災情報管財課)

- 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等への参加を促し、それぞれの地区の実情に沿った自主防災組織の設置を推進する。

業務継続体制の確保(防災情報管財課)

- BCPの定期的な見直しを行い、必要に応じて府内での訓練を実施していく。

ため池の防災・減災 対策(地域産業推進課)

- 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を踏まえ、防災工事を計画的に推進する。

- ため池ハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により周知し、住民の防災意識の向上を図るとともに、住民からの問い合わせに対し、正確な回答ができるよう職員を育成していく。

防災担当職員等の育成(防災情報管財課)

- 大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、実践的な能力を高め、技術・知識の向上のための講習会や研修会への参加を促し、防災担当職員等の育成を推進していく。

- 県と日本防災士機構が連携して推進している、防災士の資格を持つ町民を増やし、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。

伝統的活動団体支援による地域コミュニティ機能の維持・活性化(まちづくり課)

- 獅子舞・神楽など伝統的活動を担っていただいている団体に対し、町イベントへの参加を促すなど、発表する機会を創出することにより、担い手育成を図ることにより、伝統的活動の維持を図り、地域コミュニティの育成に繋げる。

- 地域コミュニティの育成への波及も期待し、地域の伝統活動を担う組織に対する現存の『歴史的風致活用団体補助金』の更なる活用に向け周知を図ることにより、人材の育成やすそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める。

地域コミュニティの活性化(防災情報管財課)

- 地域コミュニティでそれぞれの地域の特性に応じた防災訓練を行うよう啓発していく。

13 官民連携

公助による備蓄・調達の推進(防災情報管財課)

- 地域の公民館への事前配備を行う等、食料の備蓄個所を増やし、管理していく。保存期間が迫る食料については、自主防災組織での防災教育等で活用を検討していく。

消防団の充実強化(防災情報管財課)

- 処遇改善については団員個人への報酬振り込みと合わせ推進する。また、広報誌での消防団PRや、消防学校を有効利用した訓練の実施を検討していく。

自主防災組織の充実強化(防災情報管財課)

- 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等への参加を促し、それぞれの区の実情に沿った自主防災組織の設置を推進する。

情報伝達手段の整備・運用(防災情報管財課)

- LINEやSNS、ホームページがうまく連携できるようにシステムの点検・改修を行っていく。また、新しいツールが出てきたときに、必要性の検討を行う。

地域コミュニティの活性化(防災情報管財課)

- 地域コミュニティでそれぞれの地域の特性に応じた防災訓練を行うよう啓発していく。

14 老朽化対策・研究開発

学校施設の適正管理(学校教育課)

○添田町小中学校更新基本計画をもとに小学校の統合、中学校の建替えを推進する。また、添田町学校施設長寿命化計画により学校関連施設の今後の方向性を踏まえ、必要に応じて保全整備を行い施設の長寿命化を図る。

住環境等の整備(住環境整備課)

○添田町町営住宅長寿命化計画を計画的に推進する。社会資本整備総合交付金を活用し、町営住宅の長寿命化や建替えを推進していく。

道路新設改良及び通学路の安全対策(道路整備課、学校教育課)

○道路新設又は改良し、安全性、利便性の向上及び交通安全の確保を図る。特に通学路については、通学路安全プログラムに基づき、防災・安全社会資本整備交付金を活用し、通学路に歩道、防護柵、カラー舗装など、必要に応じて設置を推進していく。

ブロック塀倒壊対策(防災情報管財課)

○社会資本整備総合交付金を活用し、住民に対し、危険なブロック塀撤去を推進する。

指定避難場所となる都市公園の整備、老朽化対策(まちづくり課)

○指定避難場所となっている町都市公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

道路橋梁の長寿命化(道路整備課)

○今後急速に劣化していく恐れがあるため、定期的な点検、修繕を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業を活用し行っていく。

橋梁の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

道路施設の老朽化対策支援(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○道路施設の老朽化対策として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」(平成26年6月設置)に参加し、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加、技術的な助言、指導等を受けている。

河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○改修が必要である河川施設について、令和2年度に策定した、「添田町河川施設個別施設計画」に基づき施設の点検及び施設の改修を行う。

砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○町が管理する急傾斜地崩壊防止施設について、令和2年度に策定した、「添田町急傾斜地崩壊防止施設個別施設計画」に基づき、維持管理を行う。

治山施設の老朽化対策(道路整備課)

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県が実施した点検結果に基づき、連携して計画的な維持管理を行う。

第5章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁的に取り組むとともに、地域強靭化を実効性あるものとするため、本町だけではなく、国、県、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靭化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標(KPI)について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、3年を目途として計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

添田町国土強靭化地域計画

策定日／令和5年3月

添田町役場 防災情報管財課 防災安全係

〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151

TEL0947-82-4002 FAX0947-82-2869

MAIL bousai@town.soeda.fukuoka.jp

【別紙1】④リスクシナリオ別脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

学校施設の適正管理(学校教育課)

- 添田町小中学校更新基本計画及び添田町学校施設長寿命化計画をもとに学校関連施設の計画的かつ効果的な整備を推進する。

住環境等の整備(住環境整備課)

- 耐用年数が過ぎている町営住宅が約4割を占めており、耐用年限を経過した住宅や老朽化が著しい住宅については、建替えや用途廃止など適切な活用を設定し、早急かつ計画的な対応をしていく必要がある。

道路新設改良及び通学路の安全対策(道路整備課、学校教育課)

- 道路の安全性の維持確保が必要。特に通学路付近に危険個所(防護柵がない等)が存在する。地震、風水害、交通事故から児童・生徒を守るために、安全対策を講じる必要がある。

ブロック塀倒壊対策(防災情報管財課)

- 道路に面している、民家などの古いブロック塀が数多く存在する。町道は一般利用、避難道、通学路など様々な用途があり、地震による倒壊の危険性があるブロック塀について対策を講じる必要がある。

指定避難場所となる都市公園の整備、老朽化対策(まちづくり課)

- 指定避難場所として指定され、添田町地域防災計画に位置付けられている町都市公園の機能を維持するため、予防保全的管理によって低廉なコストで実施できる長寿命化計画に基づき、改築・更新等の維持管理を適切に行っている。

- 災害時に指定避難場所となる公園内の施設の機能を維持するため、引き続きこのような取組が必要である。

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(道路整備課)

(河川改修)

- 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行っている。

- 近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要がある。

「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進(道路整備課)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる「遠賀川流域治水協議会」並びに「京築・行橋・田川圏域 流域治水プロジェクト」に設置参加し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しており、今後もこのような取組を行う必要がある。

洪水及び内水に対するハザードマップの作成(防災情報管財課、道路整備課)

- 現在のハザードマップは令和元年に作成したものであり、更新時期を迎えている。令和4年5月に洪水浸水想定区域図が策定され、古いままで誤解を生む可能性がある。

1-3) 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生

激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施(道路整備課)

- 町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として急傾斜地崩壊防止施設の整備を集中的に実施する必要がある。

治山施設の整備(道路整備課)

○山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、県と連携して崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を行っている。

○山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取組が必要である。

山地災害危険地区の指定・公表(道路整備課)

○山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」が県ホームページで情報提供されており、町ホームページで共有している。

○山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(防災情報管財課、道路整備課)

○現在のハザードマップは令和元年に作成したものであり、更新時期を迎えている。今までに災害対策基本法が改正され、警戒レベル等が反映されていないため古いままであるので誤解を生む可能性がある。

○土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、かけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う必要がある。

1-4) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

防災行政無線システムの活用(防災情報管財課)

○令和3年度に防災行政無線システムの更新・連携をおこなった。しかし、運用にあたって不慣れなことが多く、災害時にスムーズな運用ができるようにしていく必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

公助による備蓄・調達の推進(防災情報管財課)

○これまで備蓄食料は主に2箇所で保管を行っていた。今後は地域の避難所等も含め備蓄個所を分散し、リスク管理を行う必要がある。また、保存期間が迫る食料については活用を検討する必要がある。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化(防災情報管財課)

○条例定数205名に対し令和5年は実員数188名となっており、近年団員の減少が続いている。消防団員のPR・待遇改善、訓練の見直し等を検討する必要がある。

自主防災組織の充実強化(防災情報管財課)

○町内の自主防災組織については6地区が設置しているものの、新規設置については進んでおらず、活動についても地域ごとに差がある。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

疫病・感染症の予防及びまん延防止(保健福祉環境課)

○各種感染症等のまん延に対処するため、感染症法及び予防接種法に基づく感染症対策を迅速に実施できるよう国や県、関係機関との情報共有を図るとともに、連絡体制を構築していく必要がある。

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等との連携強化や、連絡体制の確保に努める必要がある。

また、町においても次亜塩素酸やアルコール消毒液の備蓄を行い、迅速な対応ができるようにしておく。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

田川警察署との連携強化(防災情報管財課)

- 避難所等において犯罪を防止していく必要がある。特に台風に関しては停電等の被害が起きやすくこれに伴い信号機が故障することがあるので、町における現場巡回時にも注意しておく必要がある。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備(防災情報管財課)

- 地域の実情を考慮した防災拠点を構築する必要がある。また、既存施設の機能維持・強化に努める必要がある。

業務継続体制の確保(防災情報管財課)

- 業務継続計画についてはこれまで策定していなかった。令和4年度に策定するため、今後は、これをより実態に即して運用していく必要がある。

罹災証明の迅速な発行(防災情報管財課、住民課)

- 罹災証明については国・県の指導のもと、統一様式で発行を行っているが、被災証明等も含め運用について検討が必要となっている。災害時の迅速な発行のため、職員内で情報共有していく必要がある。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

情報伝達手段の整備・運用(防災情報管財課)

- 町民に確実かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線やその他のインターネットツールを活用していく必要がある。また、職員においても情報発信の取り決め、訓練を行う必要がある。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化推進(水道課)

- 町内には耐用年数を超える水道管が数多く存在している。災害時におけるライフライン確保の観点から、水道管の耐震化を推進する必要がある。

導水施設の耐震化(水道課)

- 大規模な地震に対する耐震性能を確保し、水道用水の安定供給を図るため、導水施設地震対策事業の促進を図る必要がある。

5-2) 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(道路整備課)

- 道路の安全性を向上させるため、町管理道路について、法面の災害防除工事を行っている。
- 引き続き、対策を実施する。

道路橋梁の長寿命化(道路整備課)

- 添田町が管理する橋梁のうち建築後建築後50年を経過するものが数多く存在している。一般的に50年を経過すると老朽化が加速するといわれているため計画的な橋梁の維持管理が必要となっている。

啓開体制の強化(道路整備課)

- 災害発生時における町が管理する道路の通行止め等の情報をホームページで共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備を行っている。

道路の雪寒対策の推進(道路整備課)

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、除雪作業や融雪作業を行い、円滑な交通確保に努めている。

○道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、引き続きこのような取組を進めるとともに、ソフト・ハード両面での取組が必要である。

生活道路の整備(道路整備課)

○幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を行っている。

○災害時における地域交通網を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

路面の凍結防止対策(道路整備課)

○坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険個所に凍結防止対策を行う必要がある。

5-3) 防災インフラの長期にわたる機能不全

橋梁の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○町が管理する橋梁については、添田町橋梁長寿命化修繕計画(令和元年度策定)に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行っている。

○橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

道路施設の老朽化対策支援(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○道路施設の老朽化対策として、国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」(平成26年6月設置)に参加し、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会の参加、技術的な助言、指導等を受けている。

○点検の質の向上、道路施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○改修が必要である河川施設について、令和2年度に策定した、「添田町河川施設個別施設計画」に基づき、施設の点検を実施しており、点検結果による、施設の改修を進めている。

砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(道路整備課)

○町が管理する急傾斜地崩壊防止施設について、令和2年度に策定した、「添田町急傾斜地崩壊防止施設個別施設計画」に基づき、維持管理を行っている。

治山施設の老朽化対策(道路整備課)

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、県が実施した点検結果に基づき、連携して計画的な維持管理を行う必要がある。

目標6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) 食料等の安定供給の停滞

農道・林道の整備、保全(道路整備課)

○避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行っているところであり、対象となる農道・林道の計画的な維持管理を行うと共に、林道の11箇所の橋梁において点検・診断を実施し、長寿命化計画の策定及び更新に取り組んでいる。

○災害時の代替道路等の確保のため、引き続きこのような取組が必要である。

周辺企業等との協定による食料・物資の安定供給(防災情報管財課)

○災害時及び避難所開設時に必要な物資を安定供給できるように準備しておく必要がある。そのためには、町だけでの備蓄では限界があるので、周辺企業と協定を結び、非常時に食料・物資を安定供給できる体制を構築する必要がある。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策(地域産業推進課)

- 防災重点農業用ため池について、劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的に耐震化・老朽化対策を推進していくことが必要である。
- ため池ハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により周知し、住民の防災意識の向上を図るとともに、周辺住民に対し、さまざまなリスクを認識してもらえるよう、住民からの問い合わせに対応できる職員を育成する必要がある。

7-2) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

地域における農地・農業水利施設等の保全(地域産業推進課)

- 土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消を推進するため、農地の利用状況調査により遊休農地の発生状況を把握するとともに、荒廃農地の再生利用に取り組む必要がある。

荒廃農地対策(地域産業推進課)

- 農地の利用状況調査により遊休農地の発生状況を把握するとともに、荒廃農地の再生・利用を促進する。

森林の整備・保全(地域産業推進課)

- 森林の荒廃を未然に防止し、土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、荒廃の恐れのある森林において強度間伐等の森林整備を実施する。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(保健福祉環境課)

- 災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上を推進する必要がある。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

防災担当職員等の育成(防災情報管財課)

- 防災担当職員等を育成するため、講習会や研修会への参加をし、実践的な能力を高めるための技術、知識の向上に努めている。また、防災士の資格取得に対する補助事業を行っている。防災担当職員等の更なる育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(防災情報管財課、道路整備課)

- 災害に備え、町内の建設関係団体との間で「災害時の緊急対策工事等に関する協定」を締結している。引き続きこのような協定の締結先を増やす取組が必要である。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

伝統的活動団体支援による地域コミュニティ機能の維持・活性化(まちづくり課)

- 平成26年度に策定した『添田町歴史的風致維持向上計画』に基づき、伝統的活動を担っている団体や歴史・文化を活用した”まちづくり”を担っている団体に対する補助金など『歴史的風致活用団体補助金』の交付による支援を行っている。しかし、高齢化・過疎化の想定以上の進行により、慢性的な後継者不足・担い手不足となっている。併せて、コロナ感染拡大以降、伝統的活動を含めた祭礼・イベントが中止となっており、伝統的活動が再開されるか危惧される。

文化財の防災対策の推進(まちづくり課)

○文化財建造物は火災に弱く、また耐震性が十分ではないため、万が一の災害の際には、文化財に大きな被害をもたらす可能性が高い。特に、国指定史跡「英彦山」は、広大であるだけでなく、山中という地域の特性から、大雨降雨時等の自然災害等により罹災することも多く、国そして、地域の”宝”の存続が危惧される。

地域コミュニティの活性化(防災情報管財課)

○地域コミュニティの活性化により、年齢・性別・職業などを問わず触れ合うことは、防災力の向上が期待できる。今後も一層活性化させていく必要がある。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備(住環境整備課)

○災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、町営住宅の提供はもとより県や周辺市町村と連携し、円滑かつ迅速な住宅支援を実施する取組が必要である。

地籍調査の促進(道路整備課)

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、国の補助事業を活用して地籍調査を実施している。

○全国的にも地籍調査の進捗率が低く、更なる土地境界等の明確化を図るため、引き続き取り組んでいく必要がある。

【別紙2】⑤リスクシナリオ別 KPI一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業 主体
目標1 直接死を最大限防ぐ							
1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生							
小中学校校舎建設	学校教育課	校	令和元年	0	令和7年	1	町
建替え戸数	住環境整備課	戸	令和元年	35	令和7年	120	町
改修戸数	住環境整備課	戸	令和元年	24	令和7年	12	町
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する							
2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞							
消防団員数	防災情報管財課	人	令和元年	203	令和7年	205	町
自主防災組織数	防災情報管財課	団体	令和元年	4	令和7年	10	町

